

## 「県民の声を受けて」 9月3日公表分の概要

平成24年9月4日  
戦略企画部

県民の声を受けて、9月3日付けで県ホームページに公表した県民の声の概要と県の対応は、別添のとおりです。

声の件数は100件ですが、このうち6件については複数の所属が対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）、県の対応件数は106件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、A、B、C、Dを印した主な内容は3のとおりです。

## 1. 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。(件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	76	7	11	11		1		106

## 2. 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。(件)

部局等	区分	既に実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部							1	1
戦略企画部		2						2
総務部		15						15
健康福祉部		5				2		7
環境生活部		5					24	29
地域連携部		2					2	4
農林水産部		5				1		6
雇用経済部						1		1
県土整備部		6	2	1		1		10
出納局		1				1		2
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局		20						20
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		4				1		5
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
鈴鹿県民センター			2					2
津県民センター			1					1
熊野県民センター						1		1
計		65	5	1		8	27	106

注) 県民センター以外の各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

### 3. 主な内容

#### (1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを印したもの)

##### ① 勤務、応対等に関するもの

- ・職員の態度、マナーに関する意見：No. 4、No. 15、No. 105
- ・職員の応対等に関する苦情：No. 16、No. 17、No. 24、No. 25

##### ② 給与等に関するもの

- ・職員の期末手当に関する意見：No. 6

##### ③ その他

- ・職員住宅での騒音に関する苦情：No. 74
- ・職員の昼休みの運動後に関する苦情：No. 104

#### (2) 職員の気づきに繋がると思われるもの等(別表の整理番号欄にBを印したもの)

- ・職員の自動車税納期内納付に関する意見：No. 11

#### (3) 県の取組に対する激励・賛同(別表の整理番号欄にCを印したもの)

- ・「県政だより みえ」7月号の表紙の笑顔が素晴らしかった。特集の知事対談も読んでみたいと思わせる紙面でした。：No. 2 (広聴広報課)

#### (4) 「県民の声を受けて実施した」案件

県政への反映区分のうち、「県民の声を受けて実施した」が5件ありました。  
直接県民サービスの向上のため、県施策へ反映されたものは次ぎのとおりです。

(別表の整理番号欄にDを印したもの)

- ・パーキンソン病患者の方から保健福祉事務所へ行く時に廊下に何か目標があれば歩きやすいとの要望を受け、歩行の際の目印となるよう庁舎2階エレベータから保健福祉事務所へ渡る廊下床に黄色いテープを貼付した。：No. 103 (鈴鹿県民センター県民防災室)

県民の声を受けて  
(9月Web公開)

- ・平成24年9月掲載分：7月末に締め切り、県ホームページ「県民の声」コーナーで公開したもの
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県ホームページには未掲載
- ・整理番号欄に、A、B、C、Dを印したものは、今月の主な内容（13件）
  - Aは職員に関するもの（10件）
  - Bは職員の気づきに繋がると思われるもの等（1件）
  - Cは県の取組に対する激励・賛同（1件）
  - Dは「県民の声を受けて実施した」案件で直接県民サービス向上のため県施策へ反映したもの（1件）

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1	2012/6/22	電子メール	要望	被災家畜への米ぬかの支援のお願いについて	被災動物の世話をされている団体さんが米ぬかを求めておられます。三重県からも送っていただけませんか。私個人で送りましたが、送料など負担も大きく大変です。自治体からの協力をお願いします。動物たちもこの原動力災害の犠牲者です。どうか、よろしくお願いします。	防災対策部	務防課 災対策総	さわやか提案箱へのご意見ありがとうございます。三重県の物的支援は、被災自治体の要請等に基づいて行っており、昨年中に物資支援は終了しておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	反映は困難である
2 (C)	2012/7/6	電話	激励賛同	県政だよりみえ7月号について	県政だよりみえ7月号を見ました。表紙の写真の笑顔がすばらしいです。最初は県政だよりだとは思わなかったです。特集の知事対談も、読んでみたいと思わされる紙面でした。これからも頑張ってください。応援しています。	戦略企画部	広聴広報課	「県政だより みえ」をご愛読いただき、誠にありがとうございます。「県政だより みえ」の制作にあたりましては、「分かりやすい・見やすい・役に立つ」紙面づくりに心掛けているところです。今後も、県民の皆さんに読んでいただき、身近に感じていただける「県政だより みえ」となるよう努めてまいります。	すでに実施している
3	2012/7/13	電子メール	提案意見	県民の声相談室について	県民の声相談室勤務の職員のみなさんには県民からの多くの意見、提案、苦情があると思いますががんばって下さい。私は、ある意見を述べさせて頂いた時の細部にわたる配慮に感謝しています。関係部署に取り次ぐにしても、その後の進捗把握も大変な事と思います。正直、県民の声担当職員さんも県職員であり、不安な面も抱っていました。そんな中、恐縮ですが下記のご提案をさせていただきます。1. 激務軽減を図る、円滑な室の運営観点から法務等各専門分野に詳しいOB職員を嘱託配属されたら如何でしょうか。県行政の職員削減に逆行するとは思いません。2. 意見等の問題解決、未解決は別として内容にもよりますが、県の経営品質の研修の事項に取り入れたら如何でしょうか。但し、個人情報には、細心の注意が必要だと思います。	戦略企画部	広聴広報課	1 OB職員の嘱託配属について、県民の声相談室には、豊富な経験と知識を持つ県のOB職員1名を広聴担当事務相談員として配置しています。2 研修への取り入れについて、県民の声相談室では、県民主役の県政運営の原点である広聴活動の理解を深め、行政の視野を広げるとともに、経営品質の向上に資することを目的に、他所属職員が県民の声相談室の職場を体験する研修を毎年実施しています。	すでに実施している
4 (A)	2012/6/28	電子メール	提案意見	職員の態度等について	三重県の津総合庁舎に行ったところ、男性の職員がニヤニヤして窓口に出て来たため嫌悪感を抱きました。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。職員の態度により、不快な思いをされたことに対して、お詫び申し上げます。勤務時間中の態度やマナーについては、会議等の場で注意を促しているところです。来庁される方をはじめとした県民の皆様にも不快感を与えることがないように、今後も引き続き、様々な機会をとらえて職員に徹底してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
5 (11)	2012/6/29	電子メール	照会	職員の税金滞納者について	先月末が自動車税の納期限でしたが、納期限までに納めなかった県の職員はいるんですか。いるのならもってのほかです。何らかの処分をすべきです。差し押さえられた職員はクビにすべきです。何も処分しないのならまじめに納期限までに納めている県民をバカにしています。税金が給料の原資になっていることも知らないんですか。また、憲法に明記されている納税義務を果たさない職員を放置するんですか。今後の様子を見守ります。何もしないのなら職務怠慢の人事課の人間が処分されるべきです。滞納者個人の問題とは言えないと思います。それによって県政の信頼も大きくかわるんじゃないですか。まじめに納めている者がバカをみています。県職員の未納者は全くなかったのかどうか教えてください。世の中の秩序を乱す人間を放置するんですか。県民をバカにしていますよね。何もしないのなら今後県は信用できません。集めた税金を無駄遣いするのも許せませんが滞納するのはもっと許せません。税金の滞納者がいるのかどうか調べ上げてください。公務員だから期限内に納めるのは当然じゃないのですか。言い訳の余地はないと思います。	総務部	人事課	職員の処分についてもご意見をいただきましたが、職員を懲戒処分とすることができるのは、地方公務員法第29条第1項に定める事由に該当した場合です。実際にはその行為による職務への影響や信用失墜の程度などを、客観的に判断して決定していきます。(参考)地方公務員法第29条第1項職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。1. この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 2. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 3. 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合	すでに実施している
6 (A)	2012/6/29	電話	提案意見	公務員の期末勤勉手当について	今日は公務員にボーナスが支給されたと思いますが、知事は自ら半分にカットされたようです。副知事は満額支給されたようです。知事が半分にされたのに、なぜ副知事が満額もらうのでしょうか。職員ももらい過ぎだと思います。この不景気な時に、民間ではボーナスなど無いところもたくさんあります。だから公務員も1回くらい遠慮したらどうかと言いたいです。民間では、ボーナスは会社が儲かった時の分配金なのです。だから公務員も世の中が不景気な時は、給料だけ支給されればいいと思います。	総務部	人事課	職員の給料及び期末手当（ボーナス）をはじめとする諸手当は、国や他の地方公共団体の職員及び民間企業従事者との均衡を考慮して決められています。毎年、三重県人事委員会が、民間給与の実態調査を行い、その結果を基にして、議会と知事に対して、勧告等を行います。知事は、その勧告を踏まえて、関係条例案を県議会に提案し、議決を経て職員の給料等が決定されているところです。一方で、三重県では、平成17年度より県の財政状況を考慮し、特例的に特別職及び管理職員に管理職手当等の抑制措置を行ってきたなかで、昨年3月に発生した東日本大震災を受け、緊急に取り組むべき県内の防災対策等の課題に対応するため、平成17年度から実施してきた抑制措置に代えて、昨年7月から新たに給料の減額を行っています。また、今年4月1日からは、厳しい財政状況を踏まえ、一般職員についても給料月額減額を実施しているところです。今後も、引き続き総人件費の抑制や適正な給与制度の運用に努めていきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	すでに実施している
7	2012/6/29	電話	提案意見	知事の育児について	知事はボーナスをもらって育児までとるとというのが、納得いきません。私の主人は結婚して24年間、3連休などとったことがないです。休みを続けてとったのは実父の葬式ぐらいです。娘も民間で働いていますが朝4時に起きて夜8時に帰ってきます。そんな勤務を10日続けています。これが世間の常識です。知事の職務に対する認識は甘すぎます。知事はあまりに世間知らずです。イクメンに重責は任せられません。育児をするなら平社員で働いてください。あなたの下で働いている給料の低い人のことを考えてください。知事はテレビにはたくさん映っていても、障がい者の問題など何も変わっていません。何も結果が残っていません。	総務部	人事課	知事が育児のために公務を休むことについては、知事自身が発言しているとおり「公務に支障のない範囲」で対応するものです。公務を最優先することが大前提であることから、一般職の職員が通常取得する長期の育児休業ではなく、内部事務に割く時間を調整することで、合計で数日程度の休暇を取得する予定です。なお、災害等の非常事態への対応を懸念されるご意見もいただいているところですが、公務を休むときも、県庁から徒歩数分の知事公舎において過ごすことから、非常事態が発生した際には、当然、即座に登庁して職務に就くこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。三重県では、平成22年3月に「第二期三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、行政が行う環境整備とともに、多様な主体の参画・協働・連携による『ささえあいの地域社会づくり』をめざして取り組んでいます。女性だけが子育てや家事を行うのではなく、男性も積極的に子育てに参加することは、母親の育児への不安解消や少子化問題の解決といった観点からも必要なことであると考えます。	すでに実施している

8	2012/7/2	電子メール	提案意見	知事の育休取得について	知事が育休を率先して取得することですが、民間では取得したくても出来ないのが大多数です。自分たちが取得することで促進を図るということですが、そのような行動は、本音は「役所仕事は暇だから」であり、上に立つ者としてはあまりに勝手です。皆が取得できる環境を整えて、最後に自分が取得すべきだと思います。	総務部 人事課	知事が育児のために公務を休むことについては、知事自身が発言しているとおりの「公務に支障のない範囲」で対応するものです。公務を最優先することが大前提であることから、一般職の職員が通常取得する長期の育児休業ではなく、内部事務に割く時間を調整することで、合計で数日程度の休暇を取得する予定です。なお、災害等の非常事態への対応を懸念されるご意見もいただいているところですが、公務を休むときも、県庁から徒歩数分の知事公舎において過ごすことから、非常事態が発生した際には、当然、即座に登庁して職務に就くこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。三重県では、平成22年3月に「第二期三重県次世代育成支援行動計画」を策定し行政が行う環境整備とともに、多様な主体の参画・協働・連携による『ささえあいの地域社会づくり』をめざして取り組んでいます。女性だけが子育てや家事を行うのではなく、男性も積極的に子育てに参加することは、母親の育児への不安解消や少子化問題の解決といった観点からも必要なことであると考えます。	すでに実施している
9	2012/7/4	電子メール	提案意見	知事の育児休暇について	他府県の市長から批判があったにもかかわらず、知事は大々的に育児休暇取得を宣言されました。自分が育児休暇を取得することが第一で世間が育児休暇を取れるようにするのは二の次ですか。他府県の市長が言っているように、世間が育児休暇を取れるようにするのがあなたの仕事ではないのですか。明らかに知事の職務放棄です。	総務部 人事課	知事が育児のために公務を休むことについては、知事自身が発言しているとおりの「公務に支障のない範囲」で対応するものです。公務を最優先することが大前提であることから、一般職の職員が通常取得する長期の育児休業ではなく、内部事務に割く時間を調整することで、合計で数日程度の休暇を取得する予定です。なお、災害等の非常事態への対応を懸念されるご意見もいただいているところですが、公務を休むときも、県庁から徒歩数分の知事公舎において過ごすことから、非常事態が発生した際には、当然、即座に登庁して職務に就くこととなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。三重県では、平成22年3月に「第二期三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、行政が行う環境整備とともに、多様な主体の参画・協働・連携による『ささえあいの地域社会づくり』をめざして取り組んでいます。女性だけが子育てや家事を行うのではなく、男性も積極的に子育てに参加することは、母親の育児への不安解消や少子化問題の解決といった観点からも必要なことであると考えます。	すでに実施している
10	2012/6/22	電子メール	提案意見	平成24年度県民税の決定について	平成24年度、給与所得等に係る市市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書を受け取りました。昨年度より市市民税が毎月1万円（年間で12万円）も増えているので調べてみると、扶養家族の控除99万円（33万円×3人）が減っていました。小さな説明を読むと、今年度から廃止とのことでした。このことはまったく知りませんでした。もちろん通知はされているのですが、通知の方法、回数に問題があるのではないですか。収入が少ない家庭では、ひと月1万円は死活問題です。ほかの子供がいる家庭から、問い合わせはありませんか。三重県以外に転出すれば税金は安くなるのですか。確実に周知してもらえるのでしょうか。非常に腹立たしいです。	総務部 税収確保課	個人市県民税（個人市民税と個人県民税）の税額の計算方法は、地方税法で規定されています。今回の年少扶養控除の廃止（33万円）は、2年前の平成22年4月に法律改正が行われ、今年度（平成24年度）の課税から適用されたものです。この年少扶養控除の廃止については、平成22年度に子ども手当が創設されたことに併せて、所得税法（平成23年分の所得税から）と地方税法（平成24年度の個人住民税から）が改正されたものです。三重県以外に転出された場合、地方税法については、全国一律であり、他県でもその適用には変わりがないため、扶養控除に係る額は変わらないこととなります。なお、地方税法上、個人市民税・県民税の賦課徴収事務はお住まいの市町村が行うことになっており、広報等の詳しいことについては、お住まいの市役所の税務担当課にお問い合わせください。	すでに実施している
11 (5) (B)	2012/6/29	電子メール	照会	職員の税金滞納者について	先月末が自動車税の納期限でしたが、納期限までに納めなかった県の職員はいるんですか。いるのならもつてのほかです。何らかの処分をすべきです。差し押さえられた職員はクビにすべきです。何も処分しないのならまじめに納期限までに納めている県民をバカにしています。税金が給料の原資になっていることも知らないんですか。また、憲法に明記されている納税義務を果たさない職員を放置するんですか。今後の様子を見守ります。何もしないのなら職務怠慢の人事課の人間が処分されるべきです。滞納者個人の問題とは言えないと思います。それによって県政の信頼も大きくかわるんじゃないですか。まじめに納めている者がバカをみています。県職員の未納者は全くいなかったのかどうか教えてください。世の中の秩序を乱す人間を放置するんですか。県民をバカにしていますよね。何もしないのなら今後県は信用できません。集めた税金を無駄遣いするのも許せませんが滞納するのはもっと許せません。税金の滞納者がいるのかどうか調べ上げてください。公務員だから期限内に納めるのは当然じゃないのですか。言い訳の余地はないと思います。	総務部 税収確保課	ご意見のとおり、納税は国民の義務であり、住みよい社会を実現するためにも、公平に負担いただくものです。このことから県では、「税は納期限内に納めるべきもの」「滞納は社会のルール違反」の考えのもと納期限までに納付いただき、納税の秩序が保たれるよう、様々な取組を行っています。特に、徹底した差押等による滞納整理を継続して実施しています。自動車税の納期限内納付については、県広報紙やラジオ広報等による普及啓発を行っているところですが、県においては、全職員に対して、5月中旬に納期限内納付をするよう各所属を通じて周知徹底したところです。納期限を過ぎて、まだ納付されていない方については、6月28日の督促状発送後、催告を行い、財産調査のうえ、財産を発見次第、差押えなどの滞納処分を行います。なお、自動車税の納税義務者につきましては、県民の皆様個々の職業を確認しているものではありませんが、県職員が率先して納期限内納付することは、当然のことと考えています。	すでに実施している
12	2012/7/10	電子メール	提案意見	住民税について	個人住民税を払えない時期があり、差し押さえ通知が税収確保課から来たので電話にて分割払いをお願いしたところ「借金してでも全額払ってください」と最初に言われました。これはおかしくないでしょうか。県は税金を払えなかった人には借金をさせるのですか。	総務部 税収確保課	納税折衝にあたっては、状況を丁寧に聞き取り、調査結果と確認をしながら、法律に基づき、毅然とした対応をするように職員に日頃から指導しております。ご存知のとおり、税には納期限があり、納期限内に納付いただけない方については、法律に基づき、調査のうえ、差押等の滞納処分を執行し、大多数の納期限内に納付いただいた県民の皆様との公平公正を確保し、納税秩序の確立に努めているところです。お話のあったような話し方はしていませんが、職員には納税折衝において、誤解を与えることのないよう改めて徹底をしました。今後、様々な機会をとらえ、真摯な対応及び職員のマナー向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	すでに実施している
13 (70)	2012/7/17	電子メール	照会	総合評価制度入札関係について	総合評価制度による工事又は委託業務契約では入札時の提案書により契約当初に発注者と受注者とで協議書が作成されると思います。そこで、総合評価履行確認協議書が存在しない事はあり得ますか。工事と委託に関してご意見をお聞かせください。	総務部 管財課	管財課が発注する物件関係の委託の総合評価について、契約上は、第1に「受託者は、本件入札時に作成・提出した技術提案書について誠実に履行する義務を負う。」、第2に「受託者は、技術提案内容の項目の中から、県が履行状況について不定期に書面により求めた場合には、速やかに書面をもって報告しなければならない。」、第3に「第2の報告の結果、県が不相当であると認める場合には、受託者は是正を求め、受託者は速やかに対応を協議、又は是正を行い、県に報告しなければならない。」ことが受注者の義務として明記されており、県が、不定期に技術提案内容の履行確認を可能とすることで、契約後の技術提案内容の誠実な履行確保を図っています。ただ、事務手続上は、上記契約条項に掲げる、不定期による履行状況を確認するのではなく、受託者から県に対して、契約後における技術提案項目の履行を確認する時期や方法について、「総合評価項目履行確認協議書」が提出され、受託者と県で事前に協議するのが通常となっております。（従って、物件関係の委託については、受託者から事前協議がない場合、「協議書」が提出されないこともあります。）	すでに実施している
14	2012/7/17	面談	要望	県有地の樹木の管理について	墓地の前に、フェンスで囲った県の土地があります。そこは、樹木がフェンスを超えて茂っていて、落ち葉もひどく、自生する竹も数本倒れている状態です。電話すると、その時は来てくれるんですが、いちいち電話しなくてはいけないのですか。・倒れている竹を撤去してください。・落ち葉を年数回（1～2回）掃除してください。・台風などの後には見回りに来てください。この3点をお願いします。	総務部 管財課	ご意見をいただきありがとうございます。このたびは、不快な思いをおかけしましたことについてお詫び申し上げます。ご指摘のありました箇所の樹木や竹等につきましては、7月23日（月）に対処させていただきます。今後は見回りを随時実施するよう、努めてまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。	すでに実施している

15 (A)	2012/7/10	電子メール	提案意見	職員の話方について	鈴鹿県税事務所へ納税の相談に行きましたら、対応の男性職員の話方にやたら「えーと」を繰り返すのが気になりました。小さい子でもそんなに使いません。基本的な研修はされてるんですか。	総務部 税務部 鹿室県 税事務所	ご意見ありがとうございます。今回の職員の対応により、ご不快な思いをおかけしたことを、お詫び申し上げます。職員の接遇マナーにつきましては、研修や職場ミーティング等で職員に周知し、真摯に取り組んでいるところです。県民の皆様にご不快をあたえることのないよう、今後も引き続き、接遇マナーの向上に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
16 (A)	2012/7/13	電話	苦情	県税事務所職員への対応について	県税事務所へ自動車税を納めに行きました。自動車税の納期は5月31日だということは知っていましたが、家庭の事情で気が付いたら納期を過ぎ、督促状が届いていました。それで県税事務所へ電話し、事情を話したところ、担当の方は事情をわかってくださり、とりあえず納税額の半額を納付し後日残りを納めることで話がついていました。それで約束の額を納めに県税事務所へ行ったところ、担当者が不在で、他の方に対応していただいたのですが、この方は私の話を聞こうともせず、いきなり大声で「半分ならいらぬ」と言って、カウンターを指さし「ここに金を積んでいけ」と言われました。積むほどのお金があれば、分割など言いません。まるで脅しのような言い方に足が震えました。もし私がカウンターの外から大声を出したら業務妨害だと言われるでしょうが、カウンターの中の人は大声を出しても問題はないのですか。納期までに納められなかった私が悪いのはわかっていますがせめて、話くらい聞いてください。そして分割が無理ならその説明をしてください。話のやり取りもせず、いきなり怒鳴ったりしないで、良識のある対応をお願いします。	総務部 松阪 県税 事務所 税務 室	今回の対応により、ご不快な思いをおかけしたことを、お詫び申し上げます。納税折衝にあたっては、相手様の状況を十分に聞き取り、また、誤解を与えないよう職員全員に徹底しているところです。今後も引き続き、様々な機会をとらえ、真摯な対応と納税折衝の向上に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
17 (A)	2012/7/3	電子メール	苦情	職員への電話対応について	伊勢県税事務所の電話対応が悪いです。私の話を「うん、うん」って、どんな方にも「はい、はい」じゃないんですか。名前を聞かないと名乗らないし、最初か最後に自分から名前をいうのがマナーではないでしょうか。だから公務員は、と言われるんですよ。しっかりした対応してください。	総務部 所伊 勢 県 税 務 室	ご意見ありがとうございます。今回の電話対応により、ご不快な思いをおかけしたことを、お詫び申し上げます。職員の接遇マナーにつきましては、研修や職場ミーティング等で職員に周知し、真摯に取り組んでいるところです。県民の皆様にご不快をあたえることのないよう、今後も引き続き、接遇マナーの向上に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
18	2012/7/17	電話	要望	自動車税の減免について	私の家族には2級の重度障がい者がいます。その者の送迎に使っていた車を最近買い替えたので、自動車税の減免申請を申し出たところ、条件が満たないということで認められませんでした。障がい者本人が運転する場合はあまり問題がないようですが、家族が運転する場合は通勤の送迎であっても、障がい者本人の所得証明書の提出が必要など条件が厳しすぎます。不正な使用をしているわけではないので、もう少し条件を緩和してほしいと思います。	総務部 自動 車 税 事 務 所	ご意見ありがとうございます。現在、三重県では、身体障がい者等に対する自動車税・自動車取得税の減免の範囲について、家族運転の場合は「身体障がい者等のために専ら使用する」ことが必要であり、通学・通院・通所・生業に限定しています。今回の申請では、送迎先から収入を得ていないことから生業に該当しないため、減免の対象外となります。ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
19	2012/6/29	電話	提案意見	食品添加物について	市の図書館で読んだ本に「子猿の奇形が大量発生している」ことが載っており、その原因は「観光客が投げ入れる菓子に含まれる食品添加物」だということです。食品添加物は800種類以上もあり、これは合法的な化学物質です。食品添加物の恐ろしさは、遺伝子が変化することです。また複合して摂取すると化学反応が起こります。週刊誌にも目や鼻のない子や、無脳症の子が生まれていると書かれていました昔長寿で知られていたコーカサス地方や長野県でも食品添加物が含まれている近代的な食事によっていった若い世代は寿命が短縮しているそうです。食品添加物を0にすることはできなくてもなるべく減らして摂取しないようにするべきです。私はこんな恐ろしい食品添加物を周囲に知ってもらい、悲劇を繰り返さないようにしようとして口角から唾を飛ばして親戚や友人等に言いましたが、個人で言っているのでは人は耳を傾けてくれません。今日も訴えずにはいられない気持ちになり、電話をしました。食品添加物を減らす啓発活動をしてください。	健康福祉部 食 品 安 全 課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。食品添加物は、食品の保存性を高めたり、品質を良くするために使用する物質ですが、化学的合成品や天然添加物など製造方法の違いに係らず、食品添加物の製造や使用に際しては、食品衛生法で厳しい規格基準を定め、安全性の確保を図っています。また、県では、添加物が適正に使用されているか、使用された添加物が正しく表示されているかなどを確認するため、販売や流通している食品の抜き取り検査を実施しています。今後も食の安全・安心の確保のため、計画的に食品の検査を実施していきますので、三重県の食品衛生事業にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
20	2012/7/5	電子メール	提案意見	野良猫の捕獲について	三重県では市や町の職員が猫を捕獲し保健所に連れていくそうです。他県では動物の愛護、管理の法に抵触する可能性があるのに市や町での猫の捕獲は行っていません。三重県でも猫の譲渡も始められたことも聞きました。愛玩動物の保護という観点で頑張ってくださいってんだとも思います。しかし地方ではやはり保護という考えが浸透するのは難しいように思います。他県では猫の場合はすずめや鳩と同じで野生動物という判断です。鳩を捕獲しないのと同じで猫の捕獲はありません。三重県も市町が捕獲し保健所に連れて行くのはやめてボランティアと協力しTNR活動(捕獲、避妊・去勢、放す)に力をいれるようにしてはどうでしょうか。無駄な殺処分は減ると思います。	健康福祉部 食 品 安 全 課	貴重なご意見をいただきありがとうございます。地域における猫の問題を含め、県に寄せられる動物に関する苦情や相談の多くが、飼い主責任が徹底されていないことによるものであるため、県としては動物の適正飼養や動物愛護精神の高揚に向けた啓発活動に取り組むことが重要であると考えております。今後も、市町や関係団体等と連携し、適正飼養の意識の向上を図るとともに、地域における動物に起因する問題の解決に向けた支援や譲渡事業の充実に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。	すでに実施している
21	2012/7/2	電話	要望	大気中の放射能測定について	福井県の原子力発電所が再稼働されました。三重県も風向きによっては放射能が流れてくるかもしれません。県民の健康を守るために、常時大気中の放射能を測定し、定期的に県民に公表するよう、対策を講じてください。	健康福祉部 薬 務 感 染 症 対 策 課	貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。環境放射能調査は、文部科学省の委託を受けて、全都道府県で環境放射能水準調査事業として実施されており、三重県は、昭和63年度から同事業に基づき、環境放射能調査を実施しています。東日本大震災前、同事業における大気中の放射能の測定は、各都道府県に測定器(モニタリングポスト)を1基ずつ設置して測定しており、三重県では四日市市内の県研究施設に測定器を設置して測定し、結果を県ホームページで公表していました。震災後、国において、放射能モニタリング網の強化が図られ、新たに250基のモニタリングポストが全国に配置されることとなり、本県は平成23年度末に3基増設(伊勢市内、伊賀市内、尾鷲市内各1基)して、現在は四日市市内設置1基(既設)とあわせて県内4カ所で常時監視を行っています。測定結果は、文部科学省ホームページで、都道府県毎にご覧いただけます(10分毎に更新)。また、県のホームページからもご覧いただけるようになっています。文部科学省ホームページ:放射線モニタリング情報URL・・http://radioactivity.mext.go.jp/map/ja/	すでに実施している

22	2012/7/20	電子メール	提案意見	C型肝炎患者救済について	他県では、有志の方によるC型肝炎患者の救済についての署名活動が行われていますが、三重県では県や市町村の行政は署名活動を行っていません。そのせいか、救済策が手薄に感じられます。行政の行う救済としては、インターフェロンの医療費助成は知っています。私もペグインターフェロン治療をしていましたが現在、副作用のため中止しており、食事療法を行っています。このように副作用で治療ができない患者の場合、行政の救済策はどのようなのでしょうか。C型肝炎患者は、感染ルートを自ら調査し、国に対し訴訟を起こさなければなりません。私の場合は、約50年程前、三重県内の病院で手術した際の輸血が疑われますが、残念ながらカルテは10年くらい前に処分されておりました。8月からは救済どころか、公費助成が打ち切れ通常の3割負担となります。絶対納得できません。	健康福祉部	健康づくり課	ご年齢や病状など詳細は存じ上げませんが、インターフェロン治療を副作用で中止されたとのことから、将来への不安はお察し申し上げます。C型肝炎はいま盛んに新薬開発がされていますが、現状はインターフェロンを主体とする治療の範囲は出ておらず、副作用で治療が十分にできない方もいると聞いています。行政といたしましても、副作用の少ない、安全な治療薬の開発を待ち望んでいるところであります。医療費助成については、すでに利用いただき、制度はご存じのようですが、治療費が高額となるインターフェロン治療を行っていただくための助成制度となっており、医療保険が適用される1年を原則最長の助成期間としています。ご理解の程、お願ひ申し上げますとともに、国民健康保険や社会保険の保険者が行う高額療養費制度などもございますので、一度保険者にもご相談いただけますと幸いです。	施策の参考とする
23	2012/7/10	電子メール	提案意見	「家庭の日」の公的施設開放について	「家庭の日」の家族の絆を深めるために、県の公的施設を無料開放して家族のふれあいの場として利用促進を図っている都道府県は、三重県と栃木県、福井県など数県に限られています。他の府県では、飲食店・ショッピングセンターの割引などそれぞれ工夫をして家庭の日の効果をたかめる努力が伺えます。三重県が公的施設の無料開放は、「家庭の日」に効果的であると判断されたことはそれなりに理由があると推測します。しかし、無料化には当然その間の施設運営にかかるコストが伴います。そのコストは寄付などによるものでなければ税金でまかなわれることとなります。したがって、無料化により公的施設が家族団らんの場としてどれだけ利用され、「家庭の日」に資するところがあつたのかを数値で説明いただき、当初の公的施設無料化とされた理由を結果で証明していただく必要があると考えます。具体的には、県の無料開放施設県立美術館、斎宮歴史博物館について、無料開放実施の年度から平成23年度までの家族入館者（三重県民）の推移を教えてください。数値的な効果は判ります。	健康福祉部	子どもの育ち推進課	日頃は、県子ども施策にご理解いただき誠にありがとうございます。県としましては、家庭は、子どもの豊かな育ちにとって基盤となる重要なものであると考え、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。三重県立美術館の「家庭の日」における無料入館者数、斎宮歴史博物館の「家庭の日」における無料入館者数は下記のとおりとなっています。 家庭の日入館者数 平成19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 ・三重県立美術館 14,872人 9,643人 14,420人 10,537人 14,970人 ・斎宮歴史博物館 4,191人 3,414人 1,702人 3,015人 3,150人 *「家庭の日」は無料開放としていることから、家族連れのみ入館者の集計は行っておりませんのでご了承ください。このように継続して多数の入館者があり、親と子の触れ合いや家族の絆を深めていただくことによる良い機会であると考え、事業に取り組んでいますのでご理解いただければ幸いです。なお、本県におきましても、他の府県と同じく、飲食店等での優待制度は子育て支援にとって有効であり、企業等の協力を得て実施しています。	すでに実施している
24 (A)	2012/6/27	電話	苦情	職員の電話対応について	1時間近く三重県の女性相談所に電話をしたのですが、あまりに頼りない対応で腹が立ちました。何一つ知恵を授けてくれないのです。全部「ハイ、ハイ」と言って聞いているだけで、まるで他人事です。もう少し真剣に考えてもらいたいです。相談員は自分の名前も名乗りませんでした。本当にDVで悩んでいる人がいるのです。体を張って守ってほしいのです。公務員は生ぬるいのです。民間を見習って欲しいのです。女性相談所に電話をしたのは三重に住む友達のことについてです。いろいろ言いましたが、困っている人のために少しでもいい方向に行くようにしてください。	健康福祉部	女性相談所	ご意見ありがとうございます。女性相談所では相談内容を十分お聞きしたうえで適切な情報提供や助言等に努めているところですが、このたびは不快な思いをおかけし、誠に申し訳ございません。今回のご意見を踏まえ、相談者にとって親身になった対応に一層努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。なお、当所では、業務の関係上職員の安全を図るため、名前をお答えすることは一律に控えさせていただいておりますので、併せてご理解願います。	すでに実施している
25 (A)	2012/7/17	面談訪	苦情	職員の対応について	今までに3回、三重県自殺対策情報センターに相談に行きましたが、こちらが一方的に話すだけで、何も答えてくれませんでした。職員が2人で対応していただきましたが2人とも黙っていました。資料を要求しましたがわかりませんの一言だけでした。3回目の訪問時には、職員から「お宅は悩みがあるんですか」と言われ、大変腹が立ちました。相談にもなにもなっていません。このような対応で、本当に自殺で悩んでいる人を救えるのですか。	健康福祉部	タコ1こらの健康セン	ご意見をいただきありがとうございます。このたびは、不快な思いをおかけしましたことについてお詫び申し上げます。今後このようなことがないように職員に周知し、充分気をつけて相談対応をいたしますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。	すでに実施している
26	2012/6/26	電子メール	提案意見	震災がれき受け入れについて	私は四国の徳島県民なのですが、徳島県民として誇りに思っております。徳島県はがれき受け入れに関する県民からの問合せに対し「県民の安心・安全を何より重視しなければならないことから、一度、生活環境上に流出すれば、大きな影響のある放射性物質を含むがれきについて、十分な検討もなく受け入れることは難しいと考えております。」との回答をしています。徳島県の対応を参考にさせていただきたいです。三重県民の方達もそうであってほしいです。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、ガイドラインの策定前に実施しました意見募集（パブリックコメント）の実施結果については、ホームページに掲載しております。	すでに実施している
27	2012/6/19	電子メール	提案意見	がれき処理について	産廃業者を儲けさせるのがこの事業の目的としか思えません。被災地市町の処理希望を国は拒否しています。処理利権の横取りです。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、ガイドラインの策定前に実施しました意見募集（パブリックコメント）の実施結果については、ホームページに掲載しております。	反映は困難である

28	2012/6/20	電子メール	提案意見	震災がれき受け入れについて	がれき受け入れ断固反対です。不確定要素が多いなか、将来絶対大丈夫といえるのですか。県知事なら汚染の拡大を防ぐのが第一ではないのですか。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、ガイドラインの策定前に実施しました意見募集（パブリックコメント）の実施結果については、ホームページに掲載しております。	反映は困難である
29	2012/6/20	FAX	提案意見	がれき受け入れ断固反対について	被災地支援の観点（復興財源目当て、被災地に処理負担金を強いる、火事場泥棒）からも放射能の扱いの観点（放射性廃棄物は閉じ込めて、専門技術者が管理）からもがれきを受け入れる自治体は間違っています。原発の核廃棄物は100,000年残ります。ずっと管理できますか。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、ガイドラインの策定前に実施しました意見募集（パブリックコメント）の実施結果については、ホームページに掲載しております。	反映は困難である
30	2012/6/21	電子メール	提案意見	震災がれきの受け入れ反対について	震災がれきは再見積りされその総量も減った上、現地ではがれきの有効利用も検討されています。そのような状況下、遠隔地である三重県で無駄な輸送費を使い交付金を得、地元業者を利するためにがれきを受入れ焼却することは放射性物質の非拡散、非焼却の原則に反するばかりか、我々国民の税金の無駄遣いに他なりません。税金は高汚染地域に残る子供を含む人々の移住費用と立ち入り禁止区域に取り残されたペットや家畜の生存・保護に使われるべきと考えています。増税が言われている現在、命のためにこそ私たち国民の血税は使われるべきです。小さな子供たちも、動物たちもこの愚かな人間たちが招いた原子力災害の無言の犠牲者であり、それに対してできる最大の支援を持続していくのが人間として最低限の良心だと思えます。どうか、人間として今一度良心に恥じない決断をお願いします。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、ガイドラインの策定前に実施しました意見募集（パブリックコメント）の実施結果については、ホームページに掲載しております。	反映は困難である
31	2012/6/21	電子メール	照会	伊賀市で震災がれきを受け入れた場合について	伊賀市で震災がれきを受け入れた場合、焼却灰を大牟田の業者に搬出すると県が方針を示したと新聞の記事にあります。事実でしょうか。事実であれば、放射性物質ががれきの33倍になるといわれている焼却灰を福岡に持込むこととなりますので、三重県は福岡県民に対して説明責任があると思えます。また、濃縮したものを移動して良いと言う法的根拠を示してください。まずは、現在、一般ゴミの焼却灰を渡している大牟田の業者名を教えてください。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	一部報道情報によると、「県は18日、伊賀南部クリーンセンター（伊賀市）が受け入れた場合の焼却灰について、「通常と同様に処理する」として、福岡県大牟田市へ搬出する方針を示した。」と報道されています。これは、災害廃棄物を受け入れて発生した焼却灰の処分方法は、放射能濃度が基準（目安値）を満足する場合には、通常と同様の処分方法でよいことを説明したものであり、具体的な処分先として福岡県大牟田市へ搬出する方針を示したものではありません。なお、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）」により、焼却灰等の放射能濃度が8,000ベクレル/kgを下回るようになる災害廃棄物については、廃棄物処理法上の規準を遵守すれば処理が可能であるとされていますが、三重県の作成したガイドラインでは、2,000ベクレル/kg以下とすることとなっています。また、現在、当該施設での処理に伴い発生する溶融飛灰は、伊賀南部環境衛生組合のホームページによると、大牟田市の〇〇株式会社に搬出しているとなっています。	すでに実施している
32	2012/6/21	電子メール	提案意見	がれきについて	「東日本大震災がれき、焼却灰は福岡へ搬出、伊賀で処理なら県が要請」という記事を見ましたが、なんでこんな遠くまでわざわざ運ぶ必要があるのか全く理解できません。やめてほしいです。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、ガイドラインの策定前に実施しました意見募集（パブリックコメント）の実施結果については、ホームページに掲載しております。	反映は困難である
33	2012/6/21	封書	提案意見	がれきはだめについて	がれきはだめです。運ぶ必要はありません。森の長城プロジェクトで使いましょう。防潮林の土台に再利用してはどうですか。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、ガイドラインの策定前に実施しました意見募集（パブリックコメント）の実施結果については、ホームページに掲載しております。	反映は困難である

34	2012/6/21	電話	提案意見	がれき受け入れの再考について	福島県に在住しています。三重県から野菜や水を買っています。がれきを受け入れると買えなくなるので、がれき受け入れをやめてください。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、ガイドラインの策定前に実施しました意見募集（パブリックコメント）の実施結果については、ホームページに掲載しております。	反映は困難である
35	2012/6/22	電子メール	提案意見	がれき受け入れ反対について	放射能まみれのがれきは断固受け入れ反対です。現地から遠い三重県に持ってくる意味はないと考えます。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、ガイドラインの策定前に実施しました意見募集（パブリックコメント）の実施結果については、ホームページに掲載しております。	反映は困難である
36	2012/6/27	電話	提案意見	がれきの受け入れについて	一県民として言わせてください。私は、がれきの受け入れは賛成です。県内のある市では市議会議員が音頭を取って反対の集会を開いたと聞きました。知事もがれきの受け入れに反対している市があるとも書いていました。また、知事は、県に寄せられたがれきの受け入れに関する意見のうち、大半が反対だったと言っていました。絶対反対という者は、あえて県に意見を言ったりするのでしょうか、がれきの受け入れは日本人として当たり前と思っている者は、あえて賛成の意を伝えることはしないでしょう。そのことからしても、反対意見は一部と考えてよいのではないのでしょうか。私は今回始めてこうして電話したのですが、いままで態度静観できたわけがありません。ただ、がれき受け入れは当たり前だと思っていたからです。反対意見ばかりが際立ちますが、私と同様に賛成であえて声を上げない人も多い、ということをお伝えたくて電話させていただきました。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、ガイドラインの策定前に実施しました意見募集（パブリックコメント）の実施結果については、ホームページに掲載しております。	すでに実施している
37	2012/6/27	電子メール	提案意見	東北震災がれきについて	岩手、宮城の震災がれきには放射能のみならず有害化学薬品の含有のデータが出ています。がれきの受け入れには県民の健康被害のおそれがあります。絶対にがれきの受け入れ、焼却、埋め立てには反対致します。絶対に止めて頂きたいです。伊賀市、名張市などだけでなく周辺住民の健康被害に関わります。断固反対致します。取り返しがつかない事態になります。考え直してください。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。	反映は困難である
38	2012/6/28	電子メール	提案意見	がれきの受け入れについて	大震災のがれきの受け入れについての意見をみると、放射能がばらまかれるから反対だとか言う意見が多いですが、科学的な根拠もなしにとにかく自分の所には関係したくないというエゴが堂々とまかり通る時代になってきている気がします。もちろん焼却する廃棄物は、放射能測定をしてそのうえで安全を確認して行うので、きちんとした根拠のもとに行うのです。大体、反対する人間の声が大きくて、それがすべてのような感じを受けますが、良識ある者は黙っています。それでは、反対する者が逆の立場で被災したとして、それでも廃棄物の処理はしてもらわなくて良いというのか疑問です。日本という単一民族の国家において、お互いに助け合うのは当然のことだと思います。「県民の声」の大震災のがれきの受け入れに対する意見をみて、賛成の考えが無いのは非常に寂しいです。多分、権利と義務の考えにおいて、権利の主張ばかり身に着けるような教育を受けてきたのではないのでしょうか。絆とかいふ言葉がはやっているが、現実には、このような意見が多いとしたら、日本も、先が見えています。もっと、視野を広く持つて欲しいです。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。	すでに実施している
39	2012/6/28	電子メール	提案意見	放射能汚染がれきの受け入れについて	政府は汚染状況も、福島原発の状況も、未だに隠蔽しています。ご存知と思いますが、とうとう東京でも隠し切れなくなり始めて、除染が始まりました。関東でこの有様ですから、もっと近い地域はどうなるか分かったもんじゃないやありません。あと5～10年経って、ハッキリした事が分かるまでは早計な事をしてはダメです。千年万年の禍根を残す事になりますよ。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。	反映は困難である



40	2012/6/29	電子メール	提案意見	震災がれき受け入れ反対について	三重県は放射能汚染されていない、安全な食品を生産して、東日本の日本国民の生活を助けるべきだと思います。民主党政権が嘘つきで恥知らずなのは、国民周知の事実です。毎週官邸前で、市民から抗議行動を受けている総理大臣は、国民の支持を得られていません。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。	反映は困難である
41	2012/6/29	電子メール	提案意見	がれき受け入れについて	断固反対です。受け入れなんて何を考えているのか、わけがわかりません。放射線量の基準値もどの値が危険なのか、安全なのか県民すべてが周知徹底できるよう努力もしていないくせに、他県にいい顔するのはやめてくれませんか。迷惑です。恥ずかしいです。受け入れることで、被災者たちの支援になるのでしょうか。がれきを日本各地にばらまくことで、将来の起こるであろう、癌発生率や奇形児の発生率の平均を一定にして、放射能は関係なく、それらの事象がおこるようになったと証明したいんですか。知事もお子様が生まれたとのこと。子供の将来について何も考えないのですか。それとも、「影響がない」ということ己の身をもって証明するということですか。だとしたら、何にも考えていない親ですね。子供がかわいそうです。日本人の代表者が、自分の地位や金、もう「自分」だけのことを考えて生きています。がれき受け入れについても「金」絡みなんじゃないかね。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。	反映は困難である
42	2012/7/2	電子メール	提案意見	震災がれき受け入れについて	東北がれき受け入れの強行を止めてください。今や東北のがれきは僅かで他府県で処理する必要はなくなってることが新聞などで報道されております。処理量の見直し、現政府の無策無責任に今やがれき受入を中止し始めた都道府県があるなか、なんとしてでも受け入れを強行している様が三重県は見受けられます。しかも熊野市や尾鷲に伊賀といった過疎地で地域経済の貧窮した土地で処理させることに大変失望しております。また熊野尾鷲などは昨年の台風で大変な被害に遇いがれきだらけになった土地で更に汚染がれきをはるか東北から運んでくるとはどういう神経なのでしょうか。放射能に対する国の指針は今までの経緯からみても不安定で信頼性がありません。被害を被るのは私達です。私達の住まいは処理場の風下になります。私は三重県から出てキツパリ受け入れ反対を表明している隣県に移りたいと考えております。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。	反映は困難である
43	2012/7/2	電子メール	提案意見	がれき受け入れに関するパブリックコメントについて	がれき受け入れに関するパブリックコメントの受付をしていましたが、全く意味がなかったのではないですか。最初からできレースだったのではないですか。がれき受け入れに関するコメントをしても県から返ってくる回答は皆同文でした。結局は意味のないパブリックコメントの募集だったんですね。それなら最初からする必要はなかったんですよ。なんのためにしたのか詳細に教えてください。県は県民に賛成と反対のどちらが多いのか把握しているんですか。多数決は民主主義の根幹です。そういうことを知事は理解しているのですか。やることが稚拙すぎます。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。ガイドラインの策定前に実施しましたパブリックコメントでいただきました御意見は、最終案の取りまとめに考慮させていただいております。	反映は困難である
44	2012/7/2	電子メール	提案意見	震災がれき受け入れ反対について	名張市民です。今回の強制的ながれき焼却に困惑しております。同じ子育て世代の知事に期待をして投票しました。子供の未来を考えるならがれき焼却という決断はしなかったはずです。2000bqが安全という根拠はどこにあるんですか。未曾有の原子力災害、未来なんて誰にも分かりません。意見をここで述べても無駄かも知れませんが、本当に考え直してください。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、三重県市長会・三重県町村会と連携し、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結し、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、2000ベクレル/kgについては、直接作業をする方であっても災害廃棄物の処理に伴い受ける放射線量が年間1ミリシーベルト以下となるよう、焼却灰を埋立処分する際の放射能濃度の目安値としてガイドラインで定めています。	反映は困難である
45	2012/7/2	電子メール	提案意見	東北のがれき受け入れについて	被災地では防潮堤建設のためにがれきが必要だそうです。仙台市長は「がれきは他県で処理させたくない。石巻のがれきも仙台で処理したい。他県からは人的・技術的な協力がほしい」と言明されているそうです。広域処理の必要はありません。伊勢神宮のある三重県でがれきの焼却や焼却灰の受け入れはどうかやめてください。これ以上全国で自然を汚すような事はやめてください。支援するなら福島の子ども達を1日でも早く避難させてください。がれきではなく人を受け入れてください。どうかお願いします。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。	反映は困難である

46	2012/6/29	電子メール	提案意見	がれき受け入れ反対について	子供たちの未来を奪う権利は、知事にはありません。即刻、がれき受け入れ反対を表明してください。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。	反映は困難である
47	2012/6/29	電子メール	提案意見	がれき受け入れや焼却に反対について	震災がれき受け入れと焼却に反対します。三重県でがれきを燃やせば、周辺地域の県にも飛散してしまいます。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。	反映は困難である
48	2012/6/29	電子メール	提案意見	がれき受け入れや焼却について	三重県は伊勢神宮がある神聖な場所です。そこをがれき受け入れや焼却で汚さないでください。受け入れやめてください。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。	反映は困難である
49	2012/7/5	電話	提案意見	震災がれきの受け入れについて	三重県はがれきの受け入れをすでに表明しています。私もこれまでは助け合いなので協力するべきだと思ってきました。今朝、テレビを見ていたら、国の大臣や被災地の首長が出演しており、そこでの討論によると、私の今まで思っていたことが正しくなかったことに気づきました。被災地は「がれきの処理は自分の県でできます。広域処理はいりません。トラックで全国に運搬するくらいなら運搬にかかる経費をいただきたいです。県内処理なら雇用も生まれ助かります」と言われていました。三重県が受け入れを表明した頃とは状況も変わってきており、頭をやわらかくして臨機応変に対応するべきです。反対意見も多いと聞いています。受け入れて何かあったら、県は「国策だった」と言うかもしれませんが必ず責任を問われると思います。被災地にも喜ばれないことをするべきではありません。無駄な税金を使わないでください。がれき受け入れを断つたらいいと思います。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理権限を有する市町の意向を尊重する観点から、三重県市長会・三重県町村会と連携し、協議を進めてきたところであり、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結しました。また、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。	反映は困難である
50 (86)	2012/7/2	FAX	提案意見	震災がれき受け入れ反対について	環境省はホームページで、「岩手県のがれきの受け入れ先は全て決まりました」と発表しています。原発内で100ベクレル/kg以上はドラム缶保管なのに、なぜガイドラインは2,000ベクレル/kgで埋め立てOKなのですか。原発の外なのに20倍も危険というのはおかしくないですか。いなべ市も松阪市も受け入れをやめました。がれきの拡散は反対です。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	災害廃棄物の処理については、三重県市長会・三重県町村会と連携し、平成24年4月20日に、三者で合意書を締結し、4月27日には宮城県知事、岩手県知事と確認書を締結しております。合意書では、災害廃棄物の広域処理に当たっては、災害廃棄物の安全性が確認されること、住民の皆さまの不安が払拭されること等の条件が整うことを前提に、対応できる市町が実状にあった協力をしていくとされています。また、確認書では、この合意書に沿って被災県と協議することとなっております。県は、6月7日に策定した災害廃棄物の処理に関するガイドラインにより、災害廃棄物の処理の安全性の確保を図るとともに、国に対しても放射線等の安全性に関する説明を実施するよう要望し、国、市町とともに災害廃棄物の処理に伴う放射線に関する正しい情報を皆さまにお示ししていくことが重要であると考えています。なお、2,000ベクレル/kgについては、直接作業をする方であっても災害廃棄物の処理に伴い受ける放射線量が年間1ミリシーベルト以下となるよう、焼却灰を埋立処分する際の放射能濃度の目安値としてガイドラインで定めています。	反映は困難である
51	2012/7/4	電子メール	提案意見	パブリックコメントについて	「三重県における東日本大震災の災害廃棄物処理に関するガイドライン」(案)に対する意見募集にパブリックコメントを提出いたしました。公開されている結果には、質問事項が集約されていて、私の質問項目がどこに該当するのかわかりません。確か、すべての質問に回答するという事をお聞きしていましたが、どのようになっているのでしょうか。提出した質問項目について、きちんとお答えいただきたいです。また、回答できないのであれば、その詳細な理由をすべての質問項目についてお答えください。	環境生活部	課廃棄物・リサイクル	パブリックコメントにつきましては、「県民の意見を行政に反映させる手続きに関する指針」の手続方法に基づき、平成24年5月10日から平成24年5月31日までご意見を募集しましたところ、1,244件のご意見をいただきました。たくさんのご意見すべてに個別の回答を差し上げることは困難であるため、当該指針の運用方針の「(6)意見の処理」に基づき、いただきましたガイドライン(案)に対する同種のご意見を集約し、集約後のすべてのご意見に対して県の考え方を整理してホームページ等で公開しているところです。なお、個別の回答を差し上げられないことにつきましては、意見は募集した際のホームページにも掲載しておりましたので、どうかご理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である

52	2012/7/3	電子メール	提案意見	ゴミ分別アプリについて	スマートフォン等でアプリが話題のようです。技術的なことは分かりませんが、「アプリで簡単にゴミ分別／手軽にしっかり」のような事の、働きかけ、実現に向けてのアクションを、お願い出来ないかと思います。アプリの製作や、コスト等実現出来そうでしたら、そういったアプリの配布や、県民の皆さんへの広報、活用の薦め等の、働きかけをお願いしたいと思います。	環境生活部	ク 廃ル業課物・リサイ	ご提案ありがとうございます。ごみの分別については、各市町において分別方法は異なり、それぞれの市町で分別表を各戸に配布したり、ホームページで分別方法を掲載したりするなどして周知を図られているところであります。三重県としましては、各市町において住民の皆様の分別ルールへの理解がより深まるよう、市町に対してご提案いただいた方法も含め、周知方法などの情報を提供してまいります。	すでに実施している
53	2012/7/20	電子メール	提案意見	県内の図書館に対する県の指導について	どの図書館も予算削減を理由に、新規図書の購入数が減っています。MILAI三重県図書館情報ネットワークを使って新刊図書を検索すると、県内で一図書館しか所蔵していないケースが増えています。予算の有効活用のため、MILAIを使って県内図書館の間で新刊図書を融通しあうのは、極めてまっとうなやり方と思いますが、肝心の市町立図書館の運営者達が、購入した新刊図書は半年間他館へ貸し出さないという極めて偏狭な運営をしているため、新刊図書の県内融通システムが機能していないのが現実です。県内市町の各図書館の運営にあたって、かかる偏狭な運営はやめて、県も市町も一つという精神で、県内図書館全てが運営されるよう県が県内市町を強力に指導をお願いします。	環境生活部	図書館	このたびはご意見をいただきありがとうございます。ご指摘のとおり、多くの市町立図書館では、その市町の予算で図書を購入しているということもあり、一定の期間は当該市町の住民の利用を優先するルールを導入しています。これまで新刊について特に制限を設けていなかった図書館でも、頻繁に他の図書館へ貸し出すことで、当該地域の方が利用できなくなるケースが出てきたことから、やむを得ず制限を設けたという例もあります。市町立図書館では、住民の方の図書購入リクエストに、なるべく自館で購入するなどして積極的に応えるよう努めているところです。このような事情をご理解いただき、まずはお住まいの図書館で購入することができないか、お住まいの市町立図書館等にご相談いただければと存じます。今後とも、図書館をご利用いただきますよう、よろしくをお願いいたします。	反映は困難である
54	2012/7/2	電子メール	提案意見	産業廃棄物県外搬入届出について	産業廃棄物処理の管理、コンサルティング等を業としております。今回、建物解体工事において、コンクリートがらが排出され、当初県内処理を予定してましたが、直前に受入不可の返答、理由は在庫分で能力が限界との事でした。現在、県内のがれき処理場は例外なく飽和状態で、搬入先を県外に求めざるを得ない状況です。1000トン超の量で、三重県に搬入する際には届出書を15日前に提出することは存じておりましたが、突然の変更で、工事を15日間も止めることは損害を発生させる為、桑名環境事務所に問合せましたが、NOの回答でした。愛知、岐阜も県外搬入の届出は提出が義務付けられてますが、正当な理由がある場合は「遅延理由書」の提出で対応可能です。三重県も対応をもう少し柔軟にさせていただくことはできないのでしょうか。不法投棄を誘発するようにさえ感じられますし、他県に産業廃棄物を含め、産業が流れて行ってしまいうる感じがしてしまいます。	環境生活部	室桑名農政環境事務所環境	ご意見ありがとうございます。三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第九条に規定する「県内搬入に係る届出」については、届出に係る産業廃棄物を適正に処分するための能力を産業廃棄物処分業者が現に有しているか、産業廃棄物処分業者が改善指導を受けている場合は改善に支障を来すおそれがないかについて確認するための必要な期間として、搬入する日の15日前までに届出ると規定されているものです。何卒、条例の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。	反映は困難である
55	2012/7/24	電子メール	照会	中部国際空港について	私は、夏休みに「中部国際空港」をテーマとして、平成17年の中部国際空港の開港以来、地域経済にもたらされた恩恵などについて、自由研究をするつもりです。つきましては、下記の事項についてご回答をお願いいたします。1. 中部国際空港（愛知県常滑市）の開港によって三重県にもたらされた恩恵についてはどのようなものがあるとお考えですか。2. 三重県として、中部国際空港に関する取り組みについて、関係機関の事後評価総括表によりますと「愛知県外からの国際旅客の需要の取り込み不足」という記述があるのですが、この点については何か対策をされているのでしょうか。されている場合、どのような対策でしょうか。	地域連携部	交通政策課	ご質問について、次のとおりお答えいたします。1. 三重県には空港がなく、最寄りの国際空港が中部国際空港になります。国際拠点空港として中部国際空港が開港したことによって、他の国際空港を利用していた三重県民や県内企業等の空港利用者の空港への移動時間・距離が短縮され、便利なものになりました。また、アジアを中心とした海外からの外国人旅行者の県内誘致にも効果を発揮しています。2. 中部国際空港へのアクセスとしては、三重県からは鉄道やバス等の陸路以外に、津市の「津なぎさまち」・松阪市の「松阪港」と中部国際空港を結ぶ高速船による海上アクセスがあり、国内外からの観光客の誘致等観光振興にも寄与しています。この様に、多様なアクセスを確保することで、利用者の利便性を高めているところです。こうした中、三重県は、愛知県、岐阜県、名古屋市と地域の経済団体等で構成する「中部国際空港利用促進協議会」等に参画し、中部国際空港の利用促進等に向けたさまざまな取組を推進しています。今後も、関係自治体や関係団体等と連携しながら、中部国際空港の利用促進や機能充実にに向けた取組を進めていきます。	すでに実施している
56	2012/7/12	電子メール	要望	三重県にテレビ局開局の要望について	アナログ放送終了からまもなく1年です。そこで、三重県に2番目の民放テレビ局を開局させてください。現在あるテレビ局は最近になって全国ネットの同時放送が少なくなり、寂しい状況が続いております。来る道州制の時代に向けて、検討ください。	地域連携部	IT推進課	残念ながら、本県は新規テレビ局を開局する立場になく、開局の働きかけを行うようなこともありません。なお、一般のテレビ放送は放送法の規定により放送事業者ごとにサービスエリアが指定されています。本県においては、NHK、三重テレビ及び中京広域の放送事業者が免許を受けており、テレビ愛知はサービスエリアとして指定されていません。また、各テレビ局は、放送法に基づき自社において放送番組の編成の基準を定め、これに従い放送を行っているため、番組の編成や内容について、行政から指導をすることはできません。以上より、申し訳ありませんが、いただいたご要望には対応しかねます。	反映は困難である
57	2012/7/18	提案箱	要望	パソコンの再設置について	松阪庁舎1階に、3月まで設置されていた一般県民が使用できたパソコンを、再度、設置して欲しいと要望します。このパソコンは、老朽化したため撤去したとのことですが、県のホームページから情報を得るために必要なパソコンで、是非、再び中古品でも設置していただきたい。	地域連携部	IT推進課	県では、県民の方等へのインターネットの普及啓発を目的に、平成12年度頃から各地域の庁舎へパソコンを設置し、ご来庁された皆様方にご利用いただきました。現在のパソコンやインターネットの普及が進んできている状況からも当初の目的を達したと判断し、当該パソコンが老朽化しセキュリティ上も問題があることから、撤去したものです。また、撤去前の利用状況もふまえ、新たなパソコンの設置は予定しておりません。ご理解くださいますよう、お願いいたします。	反映は困難である
58	2012/7/2	電子メール	照会	市町駅伝の開催について	駅伝をまだやるのですか。誰のためにやるのですか。知事は考えて判断されているのですか。事業仕分けで意見されたのではないのですか。	地域連携部	スポーツ推進課	美(うま)し国三重市町対抗駅伝は、平成19年度より開催されており、今年度で第6回目となります。本大会は、県内各市町、三重陸上競技協会をはじめとする関係団体、ならびに多くの関係企業等と連携・協働し、その実施にあたっては、県、各市町、関連団体や企業等によって組織された実行委員会におきまして、協議して決定しています。今年度は、事業仕分けでご指摘いただきましたことを受け、『県内のスポーツ推進を図るため、ジュニア世代の発掘・育成と、スポーツを「する」「みる」「支える」全ての県民の意識高揚を目的として開催します。あわせて、県内各市町の活性化及び市町相互のさらなる交流・連携の促進を目指します。』と、目的の明確化を図りました。今後も引き続き、スポーツを「する」「みる」「支える」全ての県民のみなさんにとって、よりよい大会となるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している

59 (63)	2012/7/11	電子メール	照会	ジャンボタニシの駆除について	先日、多くの稲に産み付けられたジャンボタニシの卵を見つけたのですが、三重県は、ジャンボタニシの駆除について何も対策は取ってみえないのでしょうか。県によっては駆除について対策を取っているようです。	農林水産部	農産物安全課	「ジャンボタニシ」(正式名称:スクミリンゴガイ)については、若い水稻への被害が問題となっていることから、水田農家からの相談に対しては、水田内や周辺水路などで卵塊を見つけたら水中に落とすかつぶして除去するなど効果的な駆除方法について助言をしています。	すでに実施している
60	2012/7/12	電子メール	提案意見	獣害対策について	私は日頃より、地域づくりに取り組んでいます。私の住む地区は獣害の問題が大きく、個々が電気柵をしているのが現実です。三重県の獣害対策課のホームページを見ても対策としては効果的な方法がなく、1.動物のエサ場をなくす。2.柵をする。3.数を減らす。しかありません。効果的な方法が見つからないのが現実で、対処療法しかないように感じます。私の考えとしては1、2は効果がなく、バランスをとるには3しかないと思います。3の方法をもっと研究してください。例えば、ホルモン療法で子ができないようにするとか。対処療法ではお金がかかるばかりで根本対策ではありません。加えて、全国の取り組みを調査し、効果的な方法をホームページに掲載し、教えてください。このままでは農林業は成り立たず、荒廃するばかりです。	農林水産部	獣害対策課	ご意見をいただき、ありがとうございます。獣害の軽減のためには、単一の手段のみ行うのではなく、獣を誘引する餌場を集落から無くす、侵入防止柵を整備する、捕獲をするといった対策を総合的に行う必要があります。三重県では、総合的な対策のひとつとして捕獲は重要な方法と考えており、平成23年度からは有害捕獲の駆除にかかる経費や、捕獲隊の編制等にかかる経費の一部を助成し、捕獲に積極的に取り組む市町を支援しています。また、三重県内外を問わず効果的な対策については従来から情報収集し普及に務めているところですが、有効な対策につきましては今後HPや研修会等で紹介していきたいと考えております。獣害対策には、特効薬のような絶対的な対策はありませんが、地域の皆様がこのようなさまざまな対策を組み合わせることで総合的に取り組んでいただくことにより被害の軽減につなげていきたいと考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
61 (66)	2012/7/10	電子メール	提案意見	大工の仕事の保護について	三重県は木造建築の模型を置いて、本来折れるべき筋違が勝手に外に飛び去り地震があれば崩壊するような模型をTV局で展示していました。プレハブコーポレーションの家をすすめているように見受けられました。大工さんは小さな仕事をしているし、最近、三重県では仕事が減っているそうです。しかし海外に行ったらきっと人気が出ると思います。	農林水産部	営森課 林業経	当課においては、地域の木材を利用することにより、森林の適切な整備に資するだけでなく、地域経済の活性化や森林の有する多面的機能の高度発揮につながることから、木材需要の拡大を図っています。	すでに実施している
62	2012/7/19	電子メール	提案意見	土地の買い占めについて	以前、山の仕事をしていた親戚が「外国人が三重県の川のあるあたりの土地を買い取りにきている」と言う話を聞いたと言っていました。少し前に、他県でもそのような事があったと、ニュースで見ました。外国人の土地の買い占めは、我が国にとって脅威であると考えます。そのような事を野放しにするのではなく、厳しく規制していただきたいと思います。現在の規制はどのようなものなのですか。また、規制がないなら早急に対応していただきたいと思います。	農林水産部	森林・林業経営課	現在、外国人(外国資本企業)による森林の売買に関しては、特に規制はありません。国土保全や水資源の保護、乱開発の防止などの観点から国の方で検討は進められています。森林に関しては、適正に管理されることが重要であると考えており、重要な機能をもつ森林においては保安林に指定し制限をかけたり、自然環境を保護するために自然公園法により制限しています。また、開発行為に関しては、林地開発許可制度により指導しています。更に、森林法が改正され違法伐採の対応や罰則の強化、森林所有者の届出などが制度化され、適正な管理に向けた法整備が行われました。今後も森林が適正に管理されるように努めて参ります。	すでに実施している
63 (59)	2012/7/11	電子メール	照会	ジャンボタニシの駆除について	先日、多くの稲に産み付けられたジャンボタニシの卵を見つけたのですが、三重県は、ジャンボタニシの駆除について何も対策は取ってみえないのでしょうか。県によっては駆除について対策を取っているようです。	農林水産部	推し進め課 共生	「ジャンボタニシ」(正式種名:スクミリンゴガイ)につきましては、外来生物法の規制対象となる特定外来生物や未判定外来生物とは異なるため、飼養等の規制が課されるものではなく、当課におきましては外来生物法に基づく駆除等の取組は実施しておりません。なお、外来生物に関しては生態系に悪影響を及ぼしうることから、人為的に未定着の地域に放されることが無いように、これまでもホームページ等を活用して啓発に努めておりますが、引き続き情報の提供に努めてまいります。	施策の参考とする
64	2012/7/25	電話	提案意見	職員の態度について	7月10日ごろ、申請のため、津庁舎を訪れました。担当してくれた職員はよい対応をしてくれましたが、近くの席にいたほかの職員が勤務時間中なのに、女性職員を呼び寄せて、業務に関係のない話を大声でしており、大変不快な思いをしました。この職員は税金で給料をもらっているという認識があるのでしょうか。この態度は許せません。こんな職員のために税金を払っていると思うと腹立たしいです。態度を改めるようきつく指導してください。	農林水産部	事務農所 林水産産室 商工環境	ご指摘をいただきましたことにつきましては、その具体的な事実を確認できませんでした。勤務中の私語等は厳に慎み、職務に専念してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。	すでに実施している
65	2012/7/19	電子メール	提案意見	三重県の特産品のアンテナショップについて	税込アップのために、三重県の特産品のアンテナショップを首都に配置したらいかがですか。	雇用経済部	担三課 営業本部	ご意見ありがとうございます。三重県では、多くの方に三重県を「予感」・「体感」していただき、誘客や県産品の販売拡大につなげていくために、戦略的な情報発信と営業活動の展開を図っています。そのため、日本の情報発信の中心である首都圏で、「観光」や「食」、「企業誘致」などを含めた総合的な営業機能を持つ「首都圏営業拠点」の設置を検討しているところです。なお、上述のとおり総合的な営業機能を持たせることから、物販中心をイメージされやすい「アンテナショップ」ではなく、「首都圏営業拠点」という名称で呼ぶこととしています。	施策の参考とする
66 (61)	2012/7/10	電子メール	提案意見	大工の仕事の保護について	三重県は木造建築の模型を置いて、本来折れるべき筋違が勝手に外に飛び去り地震があれば崩壊するような模型をTV局で展示していました。プレハブコーポレーションの家をすすめているように見受けられました。大工さんは小さな仕事をしているし、最近、三重県では仕事が減っているそうです。しかし海外に行ったらきっと人気が出ると思います。	県土整備部	住宅課	地震に対して安全な住まいへの対策として、現在県では木造住宅の耐震化の支援を行っており、その普及啓発活動の一環として木造住宅の模型による倒壊実験を行っています。当該模型は、昭和56年以前の木造住宅における壁量の少なさによる揺れ方の違いを目で見て実感していただくためのもので、実際の建物や部材の動きを忠実に再現できるものではなく、施工者(大工)や特定の工法について推奨等をするものではありませんので、ご理解をお願いします。	すでに実施している
67	2012/6/7	電子メール	提案意見	建築設計業務について	建築設計業務の下請け業者を今年度より、建物の大小関係なく一部の免許所有者だけにさせようとしています。この基準は法律以上の厳しさであると思います。国の省庁、他県もしていないことを三重県が民間の1割の意見で実行するのはどうでしょうか。これと同様に、構造設計も法律以上を求めるのですか。	県土整備部	営繕課	ご意見の趣旨は、県の営繕課が発注する建築設計業務における設備設計の再委託に関するものと思われます。営繕課では、現在、建築設備の改修工事に係る設備設計については、その品質の確保を図るため、国と同様、建築設備士が所属する事業者に対して発注を行っています。この建築設備士については、設備設計に関する品質を確保する目的で、国において定められた資格者であり、県としても資格者の活用は必要と考えていることから、既にご案内等に努めているところですが、平成25年度から、設備設計を再委託する場合においても建築設備士の所属を要件とすることを予定しています。なお、構造設計の再委託については、従来から建築士が所属することを要件にしているところです。	すでに実施している

68	2012/6/14	電子メール	提案意見	入札における発注業種区分について	国や県は以前から専門業種への入札を指針としており、案件の中の各工事業種における金額が最大の業種への入札を方針としてお聞きしております。もちろん、増改築が大きい割合で絡んでくる場合は、建築一式や土木一式になるのは当たり前で、止むを得ない事は承知致しております。ほぼ単品業種、主業種工事に付随する工事は主業種への入札になると思うのですが、それがなぜ建築一式になってしまうのが理解できません。建築業者と密約や談合があるのでしょうか。専門業種への入札をお願い致します。建築業種への入札になると落札業者は、ほぼ直接施工する事無く、ほぼ全て上下関係の下請発注となり、利益を確保した上で低価格の下請発注となり、完璧な施工ではなくなってしまいます。専門業種では直接施工をし、横のつながりの中での下請発注になります。今回の発注の仕方に抗議し、納得の行くご説明をお願い致します。対象案件は6月11日公告の高校外壁塗替塗装と少量のサッシの入替です。	県土整備部	営繕課	県では、専門業種の事業者による入札機会を確保するため、発注を行う工事内容が単一工種である場合や、単一工種の割合が極めて高くその施工に支障を生じない場合などには、専門業種の事業者への発注に取り組んでいます。今回発注の工事については、効率的な施工を考慮し複数の工種をその内容としたこと、適正な施工にあたって複数の工種の管理、調整等が求められることから、一級建築施工管理技士等の技術者の配置が必要と判断し、専門工種ではなく建築一式での発注としたところです。	施策の参考とする
69	2012/6/19	電子メール	照会	安全確認をした建築設計事務所の明確化について	県、単独発注の設備設計関連に意見させていただきます。建築設計図書には、設備設計図書（公衆トイレ程度でも）関連に伴い設備士（設計・工事監理に関する適切なアドバイスを行える資格者）の欄を設けてますが、単独発注の設備設計図書には、耐力壁を配管貫通、重量物を屋上に設置している場合でも、構造を検討した一級建築士が設計図書に明記されないのは、何故ですか。又、過去の物件でも構造計算を行った方の明記は必要だと思えます。特に県、公開の耐震診断後に屋上に重量物を乗せた場合です。	県土整備部	営繕課	建築物の設備設計において構造の検討や計算が必要なものについては、建築士がその構造に問題がないことを確認する必要がありますが、建築設備の改修工事に係る設備設計では、建築士法の規定が適用されないことから、構造の確認を行った建築士の氏名等の設計図書への表記は行われていません。なお、県が発注する建築設備の改修工事に係る設備設計については、県の職員等（建築士）がその構造に問題がないことを確認しています。	すでに実施している
70 (13)	2012/7/17	電子メール	照会	総合評価制度入札関係について	総合評価制度による工事又は委託業務契約では入札時の提案書により契約当初に発注者と受注者間で協議書が作成されると思います。そこで、総合評価履行確認協議書が存在しない事はあり得ますか。工事と委託に関してご意見をお聞かせください。	県土整備部	営繕課	営繕課において総合評価方式により発注している工事については、全て総合評価履行確認協議書を作成しています。	すでに実施している
71	2012/5/21	FAX	要望	国道の橋の管理について	国道306号線の菟野大橋の排水設備には土砂が溜まり、そこから草まで生えています。大雨時には橋の上にも水溜りができるため、通行車両から水をかけられます。また、橋上の水は付近の交差点まで路上を流れるため、交差点でも水溜りができます。雨の時に菟野大橋付近の歩道を通りたくありません。6月3日に菟野町と鈴鹿市の共催でウォーキング大会がありますから、改善してください。	県土整備部	総務部・市管建設室事務所	菟野大橋の排水口付近に溜まっている土砂、雑草については、平成24年5月22日に確認し、29日にはすべて撤去いたしました。今後は、橋の上や付近の水溜り等を確認し、現場状況に応じて対処してまいります。	県民の声を受けて実施した
72	2012/6/11	電子メール	要望	県道のガードレールの現状復帰について	県道67号一志嬉野線と県道58号松阪一志線が交差する箇所の交差点ですが、踏切手前での交通事故による車両の残骸が散乱し、ガードレールが一部破壊されています。残骸の清掃とガードレールの現状復帰を望みます。	県土整備部	全津室建設事務所保	ご指摘の箇所につきましては、現場確認を行い、路面上の残骸の撤去と清掃を行いました。また、ガードレールの修繕は、事故の原因者が費用を負担する必要があり、原因者の特定を進め、早期の復旧に努めます。	県民の声を受けて実施した
73	2012/7/10	電子メール	要望	県道の清掃について	7月9日（月）PM3時過ぎに県道114号の垂水～潮見が丘団地への高架橋で見かけた清掃光景ですが、側壁側に積もったゴミ（多くは落ち葉）を傍に止めた収集車に積み込まずに、側壁の上から下へ廃棄していました。いくらゴミは落ち葉であり、下は荒地とは言え如何なものでしょうか。以前にも同じ光景を見かけたことがあります。多分同じ業者ではないかと思えます。	県土整備部	保津全建設事務所	ご指摘いただきました件について、当日の請負業者の作業状況を確認し、刈草等を適切に処分するよう指導しました。今後はこのようなことがないように指導監督を強化いたします。	すでに実施している
74 (A)	2012/6/8	電話	苦情	県職員住宅の騒音について	職員住宅に住んでいる県職員が昨夜午前1時から3時まで大騒ぎし、うるさくて眠れませんでした。多分窓が開いていたのだと思います。連日ということではないのですが昨晩はひどかったです。	県土整備部	管志理摩・建設室事務所総務	この度は、県職員公舎（志摩）に居住している職員が深夜に騒ぎ、近隣の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。職員は率先して社会的マナーを守り、勤務時間外においても自らの行動が公務への信用に与える影響を常に自覚して行動するよう周知しているところです。今後このようなことがないよう厳重注意したところであり、県民の皆様の信用を損なうことがないよう努めてまいります。	すでに実施している
75	2012/5/18	電話	要望	国道に設置されている鉄板について	国道165号線の名張市桔梗が丘付近の車道と歩道の間多くの鉄板が置いてあります。先日、自転車に乗った人が鉄板で滑って転倒していました。転倒して車に轢かれるかもしれないので鉄板を撤去できませんか。	県土整備部	総務部・建設室事務所	ご指摘いただきました国道165号の桔梗が丘地内に設置されている敷鉄板につきましては、通行者の安全を確保するため、撤去するよう指導を行いました。	今年度内に反映したい

76	2012/7/3	電子メール	照会	支払いについて	2年くらい前に高校で支払いの遅延があったそうですがそれは本当なんですか。もし本当ならそれは法令違反ではないんですか。	出納局	会計支援課	出納局では、各所属の収入や支出、契約、物品等にかかる会計事務処理が適切に行われているか、全ての所属に対して年2回、支出後に検査を行っています。お問い合わせいただいた2年前の平成22年度の検査において、ある高校で支払い遅延があったことを確認しています。支払い遅延は法令違反ですので、検査の結果をもとに当該学校長に対し、厳重な注意、再発防止に関する指導、事務処理の改善勧告を行いました。出納局としては、今後も十分注意して検査を行っていきます。	すでに実施している
77 (100)	2012/7/9	電子メール	提案意見	三重県物件等電子調達システムについて	三重県物件等電子調達システムと地域要件設定の基本的考え方に矛盾があります。基本的考え方の中では、県内事業者のうち特に地元の中小事業者の育成を図るために地域要件を行っていくとありますが、その目的であるなら、消耗品、備品等の物品調達だけはおかしいと思います。物品の地域要件は、実際は、各地区、地域に支店・営業所を構えた大企業が優位で中小企業は、立ち入るすきがありません。また、近年の業務委託契約などは、いくつかの業務委託を1つにまとめたり、複数年契約を設定したり、中小企業には不利になっています。県立学校1校ずつで契約していた消防設備点検業務委託が、今年度は3地区に分けられました。50社くらいに仕事を与えるチャンスがあったのを、わずか3社にしてしまったのです。結果、県外大手の子会社が2地区を落札し、地元の中小企業が入れませんでした。県職員の事務作業を簡素効率化し、1つにまとまれば安くなりますが、安ければOKということで業務の質は下がり続けますし、地元中小企業のチャンスがなくなり悪循環です。今の出納局の考え方は、中途半端で、考え直す必要があると思います。	出納局	会計支援課	三重県行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。地方公共団体の契約は、一般競争入札により実施することが原則となっています。このため、三重県では、公平・公正・透明性を確保するために予定価格が5万円以上の物件については電子調達システムを利用して調達を行い、限られた予算の効率的な執行に努めています。また、地域産業育成という観点から、公平な競争性を担保しつつ調達地域を限定して入札等を実施しています。この地域限定については、原則、県内全域をその対象としておりますが、消耗品、備品については地域機関のみその機関が所在する県民センターの管内とすることができます。これは、消耗品、備品の場合は県民センター管内に限ったとしても相当数の発注機会が見込めるため、公平な競争が確保できると判断し実施しているものです。なお、地域限定については、その区域内に存する全ての事業者が参加できることが必要であり、中小企業のみを優遇するものではありません。今後も皆様のご意見を参考に、適正な入札契約制度の運用に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。	施策の参考とする
78	2012/6/29	電話	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会の最終報告について	昨日のニュースで三重県議会議員の報酬が83万円から89万円にアップすると聞きました。愛知県や岐阜県の議員さんは下げているのです。信じられません。日曜に議会をやるのは勝手ですがそれで報酬を上げるのならやめてください。どうしても日曜にするのであれば自分で弁当を持って、お茶を持ってきて費用をかけないようにしてください。たらたら話をするだけなら意味がない。寝ている人もいるのでしょうか。アンケート用紙を配って〇×をつけてもらったらいいいのです。ニュースと一緒に見ていた人もあざれていました。ニュースキャスターも「三重県の方は納得するのでしょうか」としめくくっていました。私の主人は一生懸命働いていますが、簡単に給料は上がりません。民間で働く一般市民のことを考えてください。私は県民の代表として、「納得がいかない」と申し上げます。	議会事務局	議会事務局	調査会では、議員を知事と同様に住民によって直接選挙される公選職とし、知事との比較で報酬のあるべき水準が検討されました。ただし、両者の職務活動には質的な差があることも述べられており、知事の公務遂行時間と議員の活動時間の比較の中で、そのことも考慮されています。また、調査会は条例の本則に書き込むべき金額を調査、審議するものであり、報告書では、その時々々の社会経済情勢等を考慮して行われる減額措置は政治的判断として、議会が行うべきとされています。現在、三重県議会では議員報酬の7.8%の減額を行っています。なお、いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
79	2012/6/29	電話	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会の最終報告について	新聞で三重県議会議員の議員報酬が値上げされることを知りました。この不景気な時世に、何を根拠に現在の報酬が安いと判断されたのでしょうか。月83万円から89万円になるようですが、今どき民間で月給83万円ももらっている人がどれだけいると思いますか。三重県は中小零細企業がほとんどです。都市部の大企業とは比べものになりません。すべての県会議員がそれにふさわしい活動をしているとは思えません。中には議会中に居眠りをしている議員も見かけます。こんな人たちが自分の報酬を自分で決めることに呆れてしまいます。議員さんはまず県民の暮らしが良くなるように活動してください。その後でなら報酬の値上げも理解が得られるでしょうが、今はその時期ではありません。考え直してください。	議会事務局	議会事務局	調査会では、議員を知事と同様に住民によって直接選挙される公選職とし、知事との比較で報酬のあるべき水準が検討されました。ただし、両者の職務活動には質的な差があることも述べられており、知事の公務遂行時間と議員の活動時間の比較の中で、そのことも考慮されています。また、調査会は条例の本則に書き込むべき金額を調査、審議するものであり、報告書では、その時々々の社会経済情勢等を考慮して行われる減額措置は政治的判断として、議会が行うべきとされています。現在、三重県議会では議員報酬の7.8%の減額を行っています。なお、いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
80	2012/6/29	電子メール	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会の最終報告について	今回、議員報酬等に関する在り方調査会の最終報告は、全くばかげています。マスコミが一斉に取り上げ、三重県の恥です。報酬のアップを答申したと言うことですが、なにを考えているか分かりません。三重県の行政は、県民を無視しています。誰がこんな議員を選んだのか、もう少し、県民の声を大切にすべきです。これから、消費税もアップしますが、これは世界の日本に対する見方があり、ここで、少しでも税収アップの法改正しなければ、日本の国債はパンクしてしまい、その後は、ハイパーインフレ或いは、円の大暴落になります。このようなときに、そんなばかな答申をする審議会のメンバーの選出に問題があります。もっと、県民の声を意識するような答申をするべきです。事務局ももう少ししっかりしてもらわないと、本当に政治不信になり、特に若い世代は、政治離れをすすと思えます。もっと議員の資質を問われるときです。	議会事務局	議会事務局	調査会では、議員を知事と同様に住民によって直接選挙される公選職とし、知事との比較で報酬のあるべき水準が検討されました。ただし、両者の職務活動には質的な差があることも述べられており、知事の公務遂行時間と議員の活動時間の比較の中で、そのことも考慮されています。また、調査会は条例の本則に書き込むべき金額を調査、審議するものであり、報告書では、その時々々の社会経済情勢等を考慮して行われる減額措置は政治的判断として、議会が行うべきとされています。現在、三重県議会では議員報酬の7.8%の減額を行っています。なお、いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
81	2012/6/29	電子メール	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会の最終報告について	知事と議員の報酬を比べること自体おかしくないですか。一般の会社でも社長と社員の給料は同じではないです。税収入が減っている中、どうして議員報酬のアップなのですか。他の府県では、減給しているのにおかしいです。	議会事務局	議会事務局	調査会では、議員を知事と同様に住民によって直接選挙される公選職とし、知事との比較で報酬のあるべき水準が検討されました。ただし、両者の職務活動には質的な差があることも述べられており、知事の公務遂行時間と議員の活動時間の比較の中で、そのことも考慮されています。また、調査会は条例の本則に書き込むべき金額を調査、審議するものであり、報告書では、その時々々の社会経済情勢等を考慮して行われる減額措置は政治的判断として、議会が行うべきとされています。現在、三重県議会では議員報酬の7.8%の減額を行っています。なお、いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
82	2012/6/29	電子メール	提案意見	議員報酬等に関する在り方調査会の最終報告について	調査会で、三重県の議員報酬が6万6千円上乗せが妥当とされたのはおかしいです。議員の労働時間が知事の7割であり、だから給料も知事の7割が妥当というのはおかしい理論です。それを適切に議員を評価してもらったと解釈している議員は一体何でしょうか。調査会の委員も労働の内容について言及していません。普通の会社でも社長より社員の労働時間は多いですが、社員の給料は社長より多くないです。	議会事務局	議会事務局	調査会では、議員を知事と同様に住民によって直接選挙される公選職とし、知事との比較で報酬のあるべき水準が検討されました。ただし、両者の職務活動には質的な差があることも述べられており、知事の公務遂行時間と議員の活動時間の比較の中で、そのことも考慮されています。また、調査会は条例の本則に書き込むべき金額を調査、審議するものであり、報告書では、その時々々の社会経済情勢等を考慮して行われる減額措置は政治的判断として、議会が行うべきとされています。現在、三重県議会では議員報酬の7.8%の減額を行っています。なお、いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している

83	2012/6/29	電話	提意見	議員報酬等に関する在り方調査会の最終報告について	議員報酬を上げる報道をテレビと新聞で見ました。議員報酬を上げることはこの情勢の中でいかがだと思いますが、テレビと新聞の報道の内容が異なっていることが疑問です。	議事事務局	議事事務局	調査会では、議員を知事と同様に住民によって直接選挙される公選職とし、知事との比較で報酬のあるべき水準が検討されました。ただし、両者の職務活動には質的な差があることも述べられており、知事の公務遂行時間と議員の活動時間の比較の中で、そのことも考慮されています。また、調査会は条例の本則に書き込むべき金額を調査、審議するものであり、報告書では、その時々々の社会経済情勢等を考慮して行われる減額措置は政治的判断として、議会が行うべきとされています。現在、三重県議会では議員報酬の7.8%の減額を行っています。なお、いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
84	2012/6/29	電話	提意見	議員報酬等に関する在り方調査会の最終報告について	議員報酬を上げることに納得がいきません。	議事事務局	議事事務局	調査会では、議員を知事と同様に住民によって直接選挙される公選職とし、知事との比較で報酬のあるべき水準が検討されました。ただし、両者の職務活動には質的な差があることも述べられており、知事の公務遂行時間と議員の活動時間の比較の中で、そのことも考慮されています。また、調査会は条例の本則に書き込むべき金額を調査、審議するものであり、報告書では、その時々々の社会経済情勢等を考慮して行われる減額措置は政治的判断として、議会が行うべきとされています。現在、三重県議会では議員報酬の7.8%の減額を行っています。なお、いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
85	2012/7/2	電子メール	提意見	パチンコ合法化に反対について	三重県は唯一24時間正月にパチンコ営業を許した都道府県です。治安の良い都道府県だと思っていましたが、とんだ買い被りでした。県民のパチンコ反対の陳情請願も無視しています。	議事事務局	議事事務局	提出していただいた請願、陳情については、規定に基づき、適切に手続きを行っています。請願は、議案と同様に審査し、県政に反映させる必要がある場合は、その実現を執行機関に働きかけます。陳情は、とりまとめられた上、全議員に配られます。なお、いただきましたご意見は、議員に周知します。	すでに実施している
86 (50)	2012/7/2	FAX	提意見	震災がれき受け入れ反対について	環境省はホームページで、「岩手県のがれきの受け入れ先は全て決まりました」と発表しています。原発内で100ベクレル/kg以上はドラム缶保管なのに、なぜガイドラインは2,000ベクレル/kgで埋め立てOKなのですか。原発の外なのに20倍も危険というはおかしくないですか。いなべ市も松阪市も受け入れをやめました。がれきの拡散は反対です。	議事事務局	議事事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
87	2012/7/6	電話	提意見	メガソーラー発電について	メガソーラー発電事業は、あまり多くの企業が参入しても電気代が高くなるという問題がありますが、エネルギー問題、地域振興の観点から、メガソーラー発電施設を各市町が設置して、その下で水耕栽培など農業を行えばどうですか。農業が豊かな町は衰退しないと思います。農業の6次産業化、食料自給率の向上、雇用機会の確保等を図り、地域の振興につなげていくことが必要ではないでしょうか。議会において議論してください。	議事事務局	議事事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
88	2012/7/10	電話	提意見	メガソーラー発電について	木曾岬干拓地のメガソーラー発電施設の経営に、三重県のほか、愛知県、静岡県、岐阜県、市町村も参画する方式にはどうですか。そして、これらの参画自治体が電力会社の株を買って、その配当金でメガソーラーで発電した電気を買うような仕組みにすれば良いと思います。大手の民間企業に任せてしまうと電気代が上がります、結局住民が高い電気代を払うことになってしまうので止めた方が良くと思います。	議事事務局	議事事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
89	2012/7/10	電話	提意見	電力自由化について	電力の自由化について、県が半額補助して市町が発電所を建設し、合わせて電力会社の株を県や市町が1%ずつ購入し、配当報酬の代わりに送電線の権利をもらうことにより、電力を供給できると思います。愛知県にも協力してもらいながら進めていってはどうですか。なお、このことは政策提案として執行部にも連絡していますが、議会でも後押ししてください。	議事事務局	議事事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
90	2012/7/6	電話	提意見	自動車運転中の携帯電話の使用禁止について	来年の式年遷宮を控えている中、車を運転中に携帯電話を使う姿が目に残ります。車を運転しながら携帯電話を使用したら、1年間は免許を停止し、運転できないようにする条例をつくることを提案します。	議事事務局	議事事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
91	2012/7/10	電話	提意見	交通マナーの徹底について	遷宮を控え、もてなしの一環として交通マナーを徹底すべきです。運転中の携帯電話の使用に対しては、法的にさらなる厳格な取り締まりを行うべきです。こういった取り組みを行うことにより、マナーの向上につながり、ひいては三重県民は何かが違うということを感じてもらえることにつながります。	議事事務局	議事事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している

92	2012/7/18	電話	提案意見	交通事故防止について	最近、アクセルとブレーキのペダルの踏み間違いによる事故が多くなっています。これは、左足でブレーキ、右足でアクセルを踏んでいるからです。本来は、左足は使わず、右足だけでブレーキとアクセルを操作しなくてはなりません。このような事故を防止するため、交通事故に関する罰則の中に、実地講習を義務づけるとよいと思います。県議会で条例化などしてください。	議会事務局	議会事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
93	2012/7/9	電話	提案意見	選挙制度の見直しについて	お金を使わない選挙制度に変えなければいけません。選挙の際は、各地域の市民センター、小中学校などを利用し、立候補者と市民が政策を語り合い、双方が政策能力を高めていく場としてはどうですか。こうすると、会場設営の人的費はかかりますが、はがきなどに要する郵便費用はかからなくなります。まず、住民に最も近い存在である市町議会議員の選挙から始めて、その後県議会議員にも広げていくことを希望します。	議会事務局	議会事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
94	2012/7/9	電話	提案意見	県議会議員の責務について	活断層から至近距離に住宅建設の許可が行われています。許可を行う行政機関はもとより市民にも防災意識が欠如しています。また断層の上に貯水場が作られており、場所を変えるべきです。河川の伏流水に放射能が含まれ、田畑の粘土層でその10倍の値が検出されているということをテレビ番組で見ました。地下水に変えるべきです。食文化の保持が大切です。和食文化を復活し、和食文化のマナーを教えるべきです。お茶に含まれるビタミンやニンニクに含まれる成分が生活習慣病の予防などにつながります。個人が健康で長寿であることは、それだけで社会貢献につながります。いずれにしろ議員は、様々な情報を入手し、執行部に対する知恵となるような提案をしてもらいたいです。また、桑名市の不祥事についても市議会は全く機能していません。県議会議員がしっかりすべきです。	議会事務局	議会事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
95	2012/7/12	電話	提案意見	直下型地震に備えた県立高校の移転について	現在の県立桑名高校、桑名北高校は断層の上であり、マグニチュード7クラスの直下型地震がくると、液状化現象で地盤が沈下し、建物が倒壊する恐れがあるなど非常に危険です。桑名市内には、いなべ市に至る県道沿いの工業用団地など、地盤のしっかりした安全な土地があります。高校生が安全に学べるよう土地は市が用意することとし、県においては、断層の上にある高校の移転を検討してください。この旨、議員に伝えてください。	議会事務局	議会事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
96	2012/7/17	電話	提案意見	いじめ問題の対策について	いじめ問題の対策として、子どもにマナーを教えることが重要ではないでしょうか。特に和食の文化マナーを教えるべきだと思います。県議会で議論してください。	議会事務局	議会事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
97	2012/7/20	電話	提案意見	がん、糖尿病対策について	近年、働き盛りの世代の死亡原因の半数ががんだと聞きました。がん予防対策で重要なのは、喫煙を減らすことです。特に受動喫煙が問題です。他の自治体では、街頭や自動車内で喫煙すると罰金を科されるところもあるそうです。県議会で喫煙の制限など、がん予防について議論してください。また、糖尿病については、原因のひとつに食生活の変化があります。野菜栽培は、昭和30年代から農業を使うようになりましたが、それとともに栄養価が低下しています。また加工食品を食べるようになり、塩分や脂肪の摂りすぎ、糖尿病が増える原因になっています。無農薬野菜栽培の推進や加工食品を食べないようにすることが大事ですが、茶葉を粉末状にするなど、食事に多く取り入れると、糖尿病予防につながるようです。茶葉は三重県の特産物でもありますし、県議会で糖尿病予防について議論してください。	議会事務局	議会事務局	いただきましたご意見は、議員に周知いたします。	すでに実施している
98	2012/7/6	電話	提案意見	教員の懲戒処分について	県立高校の教諭に対する懲戒処分があまりにも軽すぎると思います。新聞の内容も読みましたが、教員に対する処分としては軽すぎます。普通こんな事件ならば停職でしょう。これほどのことをしておいて処分がこの程度では、これからのためにもよくないと思います。この教員を元の職場に勤務させておくことも無神経なことだと思います。被害者は三重県と男性教員をともに裁判で訴えていました。同じく加害者となったもの同士が、処分を決めるのですから、当然軽くなるでしょう。身内である三重県教育委員会が処分を決めることに無理があります。きちんとした第三者機関を置いて、そこにゆだねるべきです。私の子どもも女子ですが、こういった処分をする三重県の公立学校に子どもを通わせてよいのかと心配になります。	教育委員会	教職員課	ご意見ありがとうございます。今回の教職員の不祥事につきまして、学校教育に対する県民の皆さんの信頼を損なうことになり、心からお詫び申し上げます。懲戒処分については、規律違反の内容を踏まえ、懲戒処分の指針やこれまでの処分例等に照らして慎重に処分内容を決定しているところです。また、服務規律の確保を図るため、今回の事案を各学校に周知したところです。今後とも県立学校長会議などあらゆる機会を捉えて、職員の意識の高揚を図っていきます。	すでに実施している
99	2012/7/9	電話	要望	教員の人材について	近県で中学生が自殺の練習をさせられ、その後自殺した事件がありました。同級生の証言によれば、その子が教室で他の生徒からいじめにあっているも、先生は見えて見ぬふりをしていたそうです。その結果、学校側はいじめはなかったと自殺との因果関係を否定しています。今の先生は駄目です。生徒の事を思っていない。生徒の間でもそんな先生よりも非常勤講師の方が熱心に教えてくれると言って、非常勤講師を歓迎しているそうです。こんな事ではいけません。先生の採用に当たっては、ペーパー試験の成績だけではなく、面接においてきちんと人材を見極めて人選してください。	教育委員会	教職員課	ご意見ありがとうございます。本県の教員採用選考試験では、「教員として求める人物像」（教育に対する情熱と使命感をもつ人、専門的知識・技能に基づく課題解決能力をもつ人、自立した社会人としての豊かな人間性をもつ人）に適する人物を幅広く確保するために、学力だけでなく人物評価を含め多面的な選考を行うよう努めています。今年度実施の平成25年度教員採用選考試験においては、第1次選考試験で筆答試験（教養及び専門）と集団面接、第2次選考試験で技能実技試験、論述試験と集団・個人面接を実施します。選考方法等については毎年検討し、見直しをしていますが、今後とも、「教員として求める人物像」に適する人材を採用できるよう、教員採用選考試験の改善・実施に努めてまいります。	すでに実施している



100 (77)	2012/7/9	電子メール	提案意見	三重県物件等電子調達システムについて	三重県物件等電子調達システムと地域要件設定の基本的考え方に矛盾があります。基本的考え方の中では、県内事業者のうち特に地元の中小事業者の育成を図るために地域要件を行っていきとありますが、その目的であるなら、消耗品、備品等の物品調達だけはおかしいと思います。物品の地域要件は、実際は、各地区、地域に支店・営業所を構えた大企業が優位で中小企業は、立ち入るすきがありません。また、近年の業務委託契約などは、いくつかの業務委託を1つにまとめたり、複数年契約を設定したり、中小企業には不利になっています。県立学校1校ずつで契約していた消防設備点検業務委託が、今年度は3地区に分けられました。50社くらいに仕事を与えるチャンスがあったのを、わずか3社にしてしまったのです。結果、県外大手の子会社が2地区を落札し、地元の中小企業が入れませんでした。県職員の事務作業を簡素効率化し、1つにまとまれば安くなりますが、安ければOKということで業務の質は下がり続けますし、地元中小企業のチャンスがなくなり悪循環です。今の出納局の考え方は、中途半端で、考え直す必要があると思います。	教育委員会	学校施設設課	消防設備点検業務委託については、県立学校の事務軽減を図るため、昨年度まで各県立学校が発注していた当該業務を教育委員会が一括し、三重県地域調達型一般競争入札実施要綱に基づき、地域要件（三重県内に本店又は支店等がある事業者）を付け、県内を3地域に分けて発注したところですので、ご理解いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
101	2012/7/3	電子メール	提案意見	県の無駄遣いについて	県では財源不足でいろんなところにしわ寄せがいつているようですが、無駄遣いは排除されているのでしょうか。例えば県立学校の全国大会と称する物見遊山的なものに大勢の職員が行っているようですが、そういうのは無駄遣いではないのですか。学校ではそういう無駄遣いの温床が多くあるのではないですか。そういう無駄遣いは徹底的に排除してください。そういう無駄遣いは誰も監視しないのですか。	教育委員会	高校教育課	ご意見ありがとうございます。三重県教育委員会では、教育関係の全国研究大会等に県立学校教職員を派遣していますが、派遣にあたっては、県立学校教職員の資質向上や県内教育への波及効果があるものを精選しております。また、大会参加後には、報告や教職員相互の情報共有により成果の還流を行い、今後の教育に生かすよう努めています。さらに、スポーツや文化等に関する活動の全国大会に生徒を引率することで、生徒の学習意欲を高め、学校や生徒の活動の活性化を図っています。今後も、全国大会への効率的かつ効果的な派遣を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
102	2012/7/13	電話	苦情	通学マナーについて	ある県立高校の生徒の通学マナーについて、学校へも教育委員会へも何回も相談をしましたが、全く対応がされておらず、改善されていません。教員が生徒にマナーを守らせられないのならば、自転車通学をやめさせるなど、目に見える改善策を考えてはどうでしょうか。教師が通学路に立っていませんが、通学路で指導をしてください。生徒の帰宅時間がばらばらで対処しきれないのならば、一斉下校をさせるなど、具体的な改善策をとってください。毎日、信号無視や並走などがあり、危なくて仕方ありません。	教育委員会	生徒指導課	ご指摘のありました高等学校につきましては、毎朝の通学時間帯に、最寄駅までの交通量の多い交差点等3カ所に職員が立ち、交通安全指導を行うとともに、下校時についても必要に応じて、校外において生徒指導部教員を中心に交通安全指導を行っております。また、生徒の交通マナー向上を目指し、全校集会及び学年集会、ホームルーム活動等を通じて、交通安全講話や交通安全教室の実施など、様々な取組を行っているところです。なお、各学校の生徒指導担当者に対して、地区別高等学校等生徒指導連絡協議会において、各学校の交通マナー向上の取組を進めるよう指導しております。今後とも、高校生の通学マナー向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力の程よろしく申し上げます。	すでに実施している
103 (D)	2012/7/3	提案箱	提案意見	廊下のタイル張替の要望について	私はパーキンソン病患者（PD）です。初診認定10年位になります。本日、特定疾患の申請で三重県鈴鹿保健福祉事務所（2階）へ書類を届けに参りました。廊下を歩きながら、少し歩きにくいと感じました。歩くのに何か目標があれば歩きやすいのですが。（床に30cm位のタイル又は色のテープなど）一市民の声そしてPD患者の声としてお聞きください。ありがとうございます。担当の女性の温かい笑顔に励まされて用紙を頂き、思い切って投函しました。よろしく願い申し上げます。	鈴鹿庁舎	民防防災民災センター	ご意見をいただき、ありがとうございます。早速、歩行の際の目印となるよう、鈴鹿庁舎2階エレベータから保健福祉事務所へ渡る廊下床に、黄色いテープを貼付しました。ご来庁いただく際に改めてご確認ください。他にも不都合な点がございましたら、県民センターへお申し付けください。	県民の声を受けて実施した
104 (A)	2012/7/18	電子メール	苦情	鈴鹿庁舎の職員について	先日用事で鈴鹿の庁舎へ行ったところ、屋頃に建物の外で半裸の職員らしき男性を見かけました。外で公衆の面前で上半身裸で下もパンツ一丁、大変見苦しく不快です。更衣室はないんですか。敷地内なら何をしてもいいんですか。他の職員も注意しないんですか。	鈴鹿庁舎	民防防災民災センター	ご意見をいただき、ありがとうございます。このたびは、来庁いただきました際に不快な思いをされましたこと、深くお詫び申し上げます。さて、当該職員は、屋休み中にランニング等の運動をしたあと水道の蛇口に近い屋外にて上半身裸で汗拭きをしていたものと思われます。このご指摘を受け、今後は来庁者の皆様などに不快な思いをさせないよう庁舎内職員に周知しましたのでご承知ください。	県民の声を受けて実施した
105 (A)	2012/6/19	提案箱	提案意見	職員の態度について	職員の人に対する態度が悪いです。人をバカにしたり、バ声をあびせないよう指導すべきです。	津庁舎	民防防災民災センター	ご意見ありがとうございました。不快感を与えるようなことがありましたことをお詫び申し上げます。ご指摘のありました職員の言葉づかい等について津地域事務所長連絡会議等で周知を行い、今後は県民のみなさんの信用を損なうことがないよう努めていきます。	県民の声を受けて実施した
106	2012/7/9	電子メール	提案意見	庭木と道路障害について	熊野庁舎敷地内の庭木が市道の交通の妨げになっており、予算問題もあろうかと思いますが、早急に剪定される事が必要ではないでしょうか。庭木の交通視認障害（特に北西側）を改善し、事故防止を図るべきではありませんか。また、寄付等物品（庭木に限らず）は、管理台帳を作成される事をご提案いたします。今回の提案とは関係ありませんが、参考として記載しますと、ある学校で毎年のように行われていた卒業記念樹のほとんどが新築移転時に協議もないまま廃棄処分された事もあります。	熊野庁舎	民防防災民災センター	ご意見をいただきありがとうございます。熊野庁舎敷地内の庭木の剪定については、7月19日（木）に実施しました。今後も車両や歩行者の通行の支障にならないよう庭木等の管理を行ってまいります。また、熊野庁舎においては、財産上台帳管理するものはないと認識しています。なお、ご提案をいただきましたので、今後、立木及び樹木等を総合的に管理する方法について検討してまいります。	施策の参考とする